

広島市告示第510号
令和7年11月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長　松井　一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アルパーク西棟
(2) 所在地 広島市西区井口明神一丁目10番地133ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウス工業株式会社

代表取締役 大友 浩嗣

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

ほか1者

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一

大阪市北区梅田三丁目3番5号

もみじ銀行株式会社

代表取締役 平中 啓文

広島市中区胡町1番24号

(変更後) 大和ハウス工業株式会社

代表取締役 大友 浩嗣

大阪市北区梅田三丁目3番5号

もみじ銀行株式会社

代表取締役 平中 啓文

広島市中区胡町1番24号

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年11月11日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号
広島市西区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和 7 年 1 月 19 日から令和 8 年 3 月 19 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 19 日
- (2) 提出先
〒 730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課